

太宰府の遺蹟と條坊（其一）

鏡山, 猛

<https://doi.org/10.15017/2341027>

出版情報 : 史淵. 16, pp.115-148, 1937-07-05. 九州帝国大学法文学部
バージョン :
権利関係 :

太宰府の遺蹟と條坊（其一）

鏡山猛

序言

江戸時代既に「太宰府の町は三四百軒もあるべき。草葺家ばかりにて見苦しき所なり。至て邊鄙の地に菅公の無きものならば絶て人の來るべき里には非ざるべし」（佐藤元海）と云はれた太宰府の町は元來郭外の地に發達した天滿宮の門前町として現在も餘命を保のみである。けれども、今全く荒廢した郭内の地に殘礎遺瓦を見ては、そゞろに殷盛なりし古へを懷はしめる。此府人物殷繁天下一都會也（續日本紀卷三十三年）と稱せられた頃、郭内は京師に倣つて條坊を劃したものである事は諸先學の意見である様に見受けられるが、その範圍街衢の細に至つて論及した者を知らない。吉田東伍博士の大著大日本地名辭書に就いて太宰府の項を開けば、條坊の制の存した事は認めらるけれどもその委細に至りては臆度し難しとある。都府條坊の大體を描かれしものに喜田貞吉、伊藤忠太兩博士の説があるから次に之を紹介しやう。喜田博士によれば

舊時の太宰府市街は都府樓廳址を北端として、これより南に延び、左右に亘り、東は今の太宰府町の入

口より、西は水城の址に近く、南は二日市湯町地方に及び、劃して條坊をなすこと平城平安諸京の如くなりしものの如し。二日市東南に山口村大字俗明院あり。太宰大貳小野岑守が續命院を設け、往來の宿舎に供せし所三代格に太宰府南郭にありと見ゆ。以て府の位置を察すべし。(大日本百科辭書)
(太宰府址ノ項)
とあり、次に伊東博士は

後の平安京等の例に參酌して畧ぼ全都府の條坊區制を復原すれば、府廳趾の中心線より東西各十町即ち方二十町として大過ないと思ふ。その間には觀世音寺兩國分寺をはじめ有力な寺院が配置され、名實都府としての體制を具へてゐた。(考古學雜誌十五卷六號所載伊藤博士講)
(演一太宰府遺蹟に就て)ノ概要筆記

との意味を述べられてゐる。右は單に管見に入つた記事で、未だ兩説共その論據を詳にしない。従つて之が批判は暫く止め、以下私案による府の條坊區劃復原案を提示して御叱正を仰ぎ度い。

太宰府條坊制復原の端緒として所謂都府樓を中心とする太宰府廳址、並びに觀世音寺の殿堂伽藍の配置よりこれ等の復原を始めやう。

一、太宰府廳

太宰府市街の中心をなすべき府廳は今筑紫那水城村大字觀世音寺のうち大裏、月山、藏司の三小字に亘つて其趾を存してゐる。府廳の中心官衙は所謂都府樓であつて貝原益軒の篇纂した筑前國續風土記には次の様な説明がある。

都府樓址

太宰府官舎のありし跡の北にあり。都督府の樓なれば都府樓とは云ふ也。天智天皇のとき始めて建させらるると云ふ。其地東西十四間南北六間大なる礎石三十有、其礎石何れも方六尺餘りあり。其内柱の立ちし所は徑二尺一寸許也。其邊に古瓦残れるもの多し。

續風土記を追補した地誌に青柳種信の筑前續風土記拾遺がある。同書には都府樓の遺蹟についてやゝ詳細な記述がある。

關屋の方より天満宮に詣る大道の北の側に小流有。此の邊の田地道より一段低くして長し。是古の池の埋りし址也。其北の岸上東西八間南北六間許りの所に礎石十箇有。其左右にも礎石有。其徑五六尺中に柱を建し穴有。是大門の趾と云。其少し北に東西八間南北四間斗の所礎九つ有。夫より北の方東に三十餘間に横十間長十二間許の所に礎六十餘有。其東方礎石少きは貞享年中觀世音寺再建の時にこゝの石を割取りしと云。其北一段高地に草原あり。東西十四間南北六間礎石四十一有。之を都府樓の址と云。南大門の址より正中に位して其構鴻大なり。官舎の正廳なるべし。其北にも大厦の趾有。其石方六尺餘柱を堅し所に彫上りたり。其徑二尺五寸或は二尺一寸有。近代迄も田圃の妨也とて礎石多く割取ける。先君(黒田齊隆公)の御時より固く是を禁じ給へる。

以上の外近世此の地の礎石を圖示した遺跡圖數種がある。今知見に觸れしものを擧ぐれば

一、寛政五年の圖

福岡市 許斐儀助氏藏(福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書第二輯附圖)

本圖附記に「此圖は寛政五年癸丑齊隆公御巡見の節御僉議有之たる圖也」とある。又裏書に此都府樓の跡

に礎の只今残りたる圖は先齊齊隆公の御納戸に納めありたるを高島柰助寫し置けるを今有田貞次に托し寫して爲家藏。享和元年五月廿三日永井國章。」とある。

二、文政三年太宰府址礎石現改之圖(西方溯源所載)

西方溯源所載の圖には明治廿三年六月實查の石數を追録してゐる。前圖に比して廣範圍に亘つて都府樓附近の礎石二百餘個の外藏司に石百三十三個を描く。

三、文政三年觀世音寺村之内舊礎現の圖(歷史地理二十卷一號所載附圖)

本圖は東原山より西刈萱關國分寺に亘り、北は四王寺山より南都府樓に及ぶも主として都府樓及び觀世音寺の礎を示すものである。

四、年代未詳太宰府都府樓遺蹟圖(菅公論纂所載)

描寫頗る簡略であつて参考となる所少い。

以上四圖は礎石の殘存狀態を示した遺蹟圖であるけれども、これ等の遺蹟より往古の太宰府市街の舊狀を想像した復原圖がある。豊後國日田町なる後藤氏所藏の太宰府圖卷は最も有名なものである。

最後に遺蹟の現狀を述べ、上述の文献古圖を参照して、官衙の配置を考へやう。

今都府樓附近の礎石配列を概觀するに六個の集團に分つ事が出来る。

第一群——遺趾の正中最南方に當り大門趾と思はるゝ礎石群

第二群——一群の正北に配置せるもの中門趾と推定せられるもの

第三群——中門の東北に並列する所謂東廳趾又は東朝集殿趾と呼ぶるもの。

第四群——東廳趾に助對して、その西に並べる西殿趾或は西朝集殿趾。

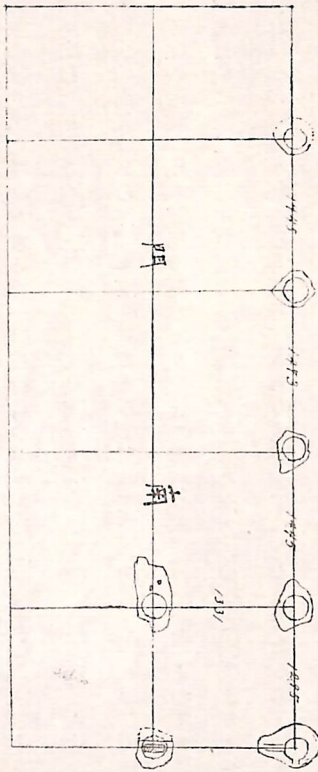
第五群——中門の正北に一段高い草地に整列せる所謂都府樓趾又は正廳趾と呼ぶるもの。

第六群——正廳趾の直背後にありて今は礎石一個も存しないが古書、古圖に言ふ所の後廳趾。

都府樓なる名稱は、或は第五群の礎石上の建物を呼ぶが妥當であるが、暫く此處では以上六群の礎石上の建物を總稱して都府樓と假稱する。——而して各個の礎石群には順次(一)大門、(二)中門、(三)東殿、(四)西殿、(五)正殿、(六)後殿の名を以て呼ぶ事とする。

(一)大門

圖一第 圖測實石礎門南樓府都 圖一第



(數字單位ハ尺・以下五圖同斷)

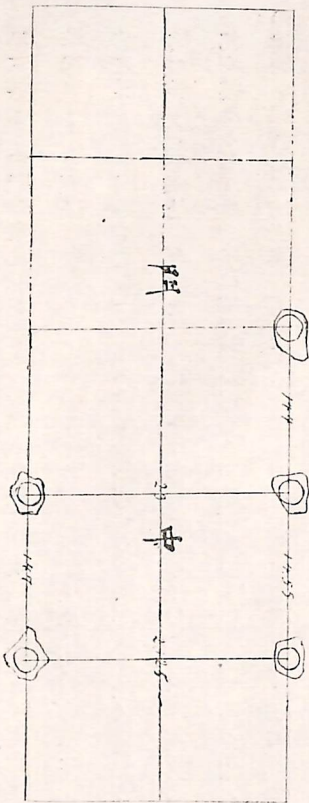
太宰府の遺蹟と條坊

礎石十二個存し一個は都府樓道路開通紀念碑に割り取られてゐる。最北列の五個は同一水平面にあり且つ一直線に西五度北の方位を取つて整列する。(此方位は都府樓趾全般)に通ずる傾向である)この第一列の五個は原位置を保つもので、二行二列目の礎

石（凡て礎石の配列を北より南へ一列二列と數へ東より西へ一行二行と數へる。此下此の例に従ふ）も亦後世の移動なきものと認められる。この一群の礎石は圖盤の繰り出し柱座がある。一列二行目の例をとれば、適當な大きさの花崗岩を取り上面を平坦にし圓座を繰り出したもので柱座上面の直徑二尺四寸五分、同下面に於て二尺六寸餘り、其厚さ六分ある。他の礎石も僅少の出入はあるが、畧ぼ一様である。二列二行の礎石は繰り出しの外に、扉軸の裝置されるほど孔並に方立の附設される矩形の孔があり、此の礎石の構造及位置によつて考ふれば、扉は兩戸である。東北隅の礎石には徑二尺二寸の圓形座に接し、東方及南方に向つて圓座よりもやく低い矩形の造り出しがある。これは壁の構築を物語るもので、本來の位置を保つたものである事を知る。全礎石の配列によつて、大門全建築の平面規模は五間二面三戸と認められる。（礎石相互間の尺寸は實測圖参照の事）

(11) 中 門。

圖測實石礎門中 圖二第



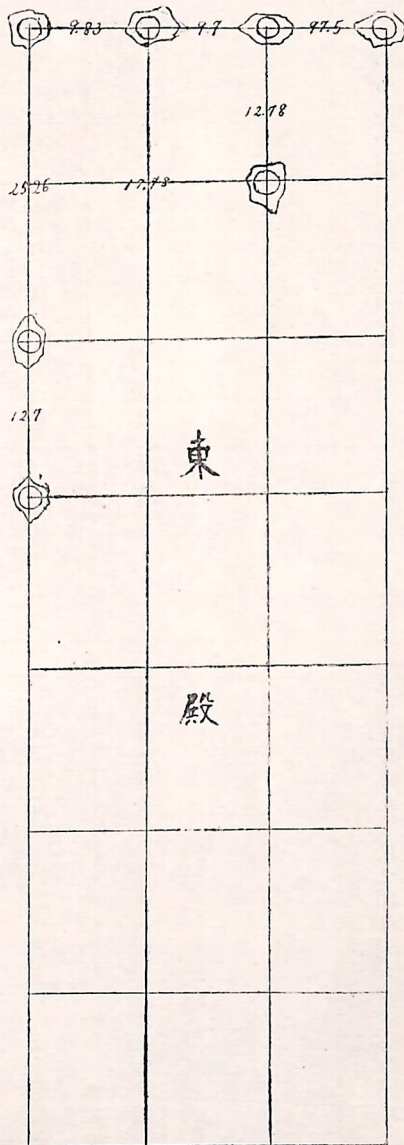
現存六個の礎石中東北端の一個を除く外舊位置を紊してゐない。之を大門の礎石に比すれば、石材幾分小さく、圓座外の餘地が少い。現在は二列に止るけれども、その廣さに相して中央列に扉柱の無い

門屋を想像する事困難なれば元來三列であつたと推定せられる。梁間は礎石の缺乏によつて復原困難であるが大門に準じ五間の廣さと想像する。

(三) 東殿及西殿

東殿趾に於て九個(内二個移動) 西殿趾に於て八個(中一個移動) 存してゐる礎石の形狀と大きさは大門と大差ない。

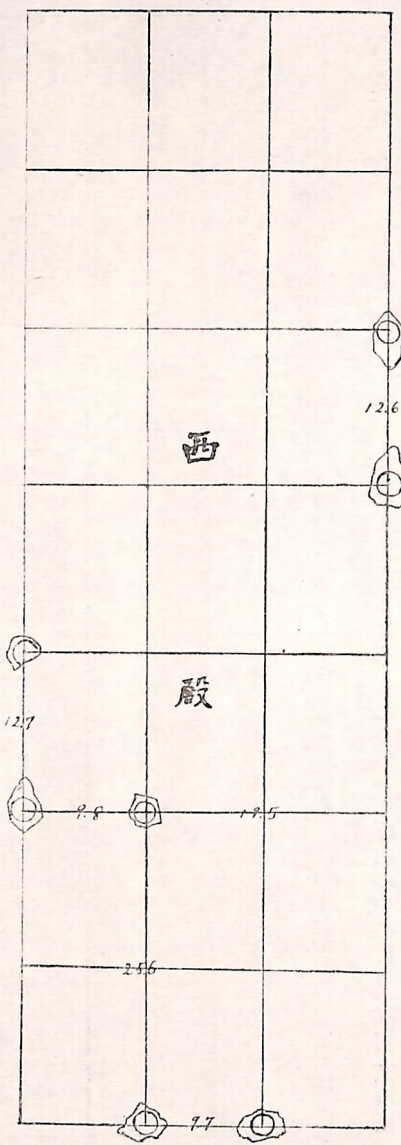
第三圖 東殿礎石實測圖



西殿趾第一列は一直線に(北五度 東偏) 同一水平面に並んでゐる。此の最東列の礎石の中心線と大門中門の南北中線との距離は百十六尺ある。この兩門南北中線より東百十六尺の距離に一の礎石があつて、是れが東殿趾最西端と思はるゝ一行である。即ち東西兩殿は南北中心線より各々百十六尺を隔てゝ對峙したものの

である。東殿趾の現存の最北列四石は、舊位置を保つて東西に並んでゐる。礎石の全形は何れも東西に長

第四圖 西殿礎石實測圖



いから元來殿堂の最北柱列をなせしものであらう。此の最北列の礎石より移動せざる礎石の中心を測れば一、二列間十二尺七寸八分、二、三列間十二尺四寸八分、三、四列間十二尺七寸あつて、ほぼ等距離になる。

次に東殿趾最北列の礎石東西線を西に延長して現存西殿趾最北端の礎石中心との距離を測れば、二十五尺三寸ある。之を二等分すれば十二尺六寸五分となり、恰も東殿南北柱間に等しい。よつて西殿に於ても現在最北列礎石より更に北方二列の礎石あつたものと推察されるであらう。此の復原礎石第一列より南に順次數へ第八列(第七列の礎石除外)の礎石は東西に長い形を呈してゐるから西廳趾最南列のものと考えられる。

東殿は西殿と對稱の位置にあり、何れも七間三面の舊構をなしたものと推定せられる。然るに古記録古圖によれば更に多數の礎石を記してゐる。即ち、

續風土記拾遺 東殿址 三十餘個 西殿址 六十餘個

寛政五年圖 二十四個 五十個

文政三年圖 三十二個 六十一個

明治二十三年圖 三十一個 二十六個

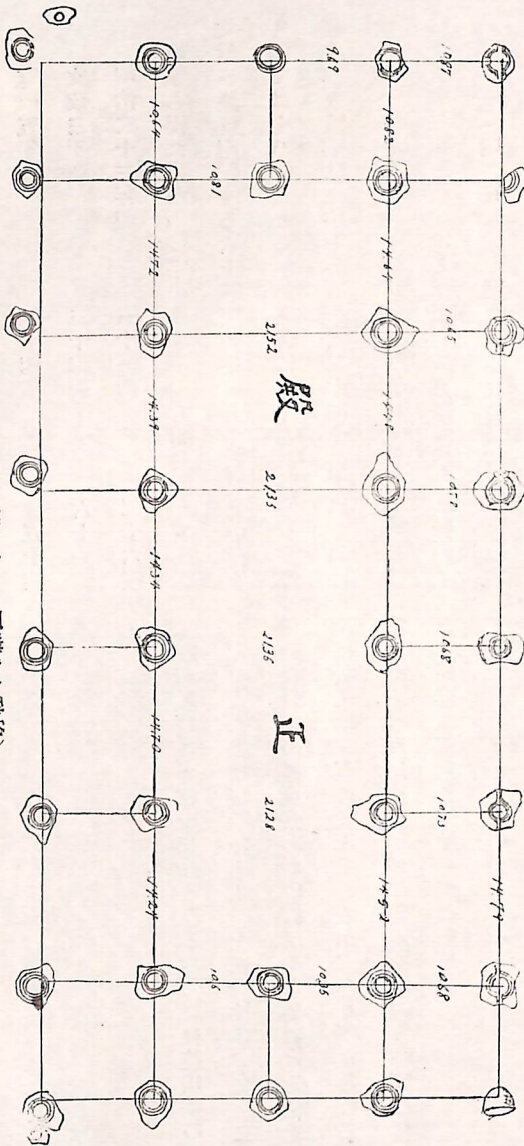
復原し得た東西兩殿宇の廣さを、七間三面とすれば、總礎石數は各々三十二個となる。これは徳川期の文獻古圖に明記する六十餘個の半にしか當らない。寛政五年の古圖には西殿趾南北に十五列竝び、文政三年圖では十八列となる。即ち先に復原した殿宇は、ほど倍數だけ南方に延長しなければならぬ。此の延長すべき殿宇は一字であるか、二字に分立すべきか、古圖に於ては一樣に竝んでゐるが、各々獨立した二堂と考へるが妥當であらう。南方殿宇の間數も、勿論確實に知る事は出來ないが、暫く文政三年の圖に従つて九間三面と假定する。従つて東殿も西殿に倣つて二堂宇同形に相對して竝ぶ様になる。

(四) 正 殿

所謂都府樓趾であつて、此趾最もよく舊礎が遺存してゐる。特に四周の地より隆起して基壇の舊構を偲ばれる上に、現在三十六個の礎石整然として配列されてゐる。最南列及び最東列の礎石は、土壇の崩壞によつて各々南及東に傾斜したものが多いいけれども、その他はほとんど舊態の儘である。その配置により、

七間四面の建物であつた事は明瞭である。礎石の彫刻最も精巧を極め、二殿或は三殿の圓形柱座の造り出しがあり、石も他に比して頗る大形である。七間四面總石數三十六個の外に、最南列左右兩端に一個宛の

圖五第 正殿石礎測圖



(大宰記、羅屋中心ノ石礎ヲモ寫影)

小礎石がある。寛政五年圖に本殿趾西南隅に二個石を描き、此ノ二ツ礎小シと註記してゐる。その配列位置より見て恐らく歩廊の礎石と思はれ、歩廊は本殿前面より左右に付けられたものであらう。

(五) 後殿

本殿趾の北に接して、後殿趾と呼べるゝ所がある。明治廿三年實査の時既に失はれてゐたものゝ様で、礎石一個も現存しないが、寛政の圖には十九個、文政の圖には四十個畫かれてゐる。その配置によつて、殿宇の廣袤を推知し得ないは遺憾である。

以上で、各殿宇について個別的に其規模を推定し終つた。此等六群の礎石によつて、大門、中門、東西兩殿各々二字宛、本殿、後殿、凡て八字の殿樓が得られた事となる。又本殿趾附屬の小礎石によつて、各殿宇を連結すべき歩廊の存在も亦之を推定し得た。今此等諸殿の相互關係を見るに次の如き連關がある。

- (一) 大門、中門、本殿の中心點は同一線上にある。後殿の中心點も恐らくは同一であつたであらう。
- (二) 中軸線の方位は磁針と僅少の差あり、即ち北に於て約五度東偏する。
- (三) 東殿及西殿の南北中線は中軸線と平行である。而して兩殿の内側礎心南北線は中軸線より各々百十六尺の距離にある。
- (四) 本殿南より第二列礎石線と東殿趾最北列礎石線は、平行にしてその距離百二十三尺、
- (五) 本殿南より第二列礎石線と之に平行なる中門最北列礎石線との距離三百六十三尺
- (六) 中門最北列線と大門最北礎石列線との距離は百十尺
- (七) 中門最北礎石列線と現在太宰府町五條に通ずる道路中心延長線との距離百九十尺。

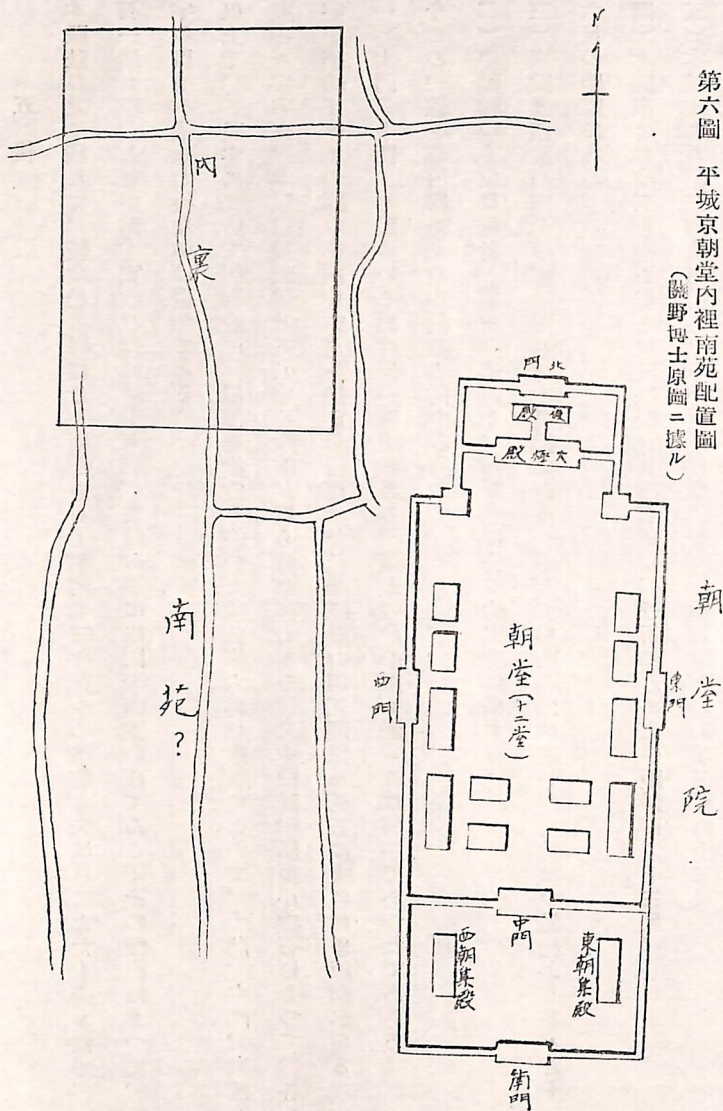
太宰府の遺蹟と條坊

(八) 大門最北列礎石線と同上道路延長線との距離は百尺。

次にこれ等殿宇樓門の配置を按じて想起するのは、京師大内裏に於ける朝堂院或は豊樂院に彷彿する事

第六圖 平城京朝堂内裡南苑配置圖

(關野博士原圖ニ據ル)

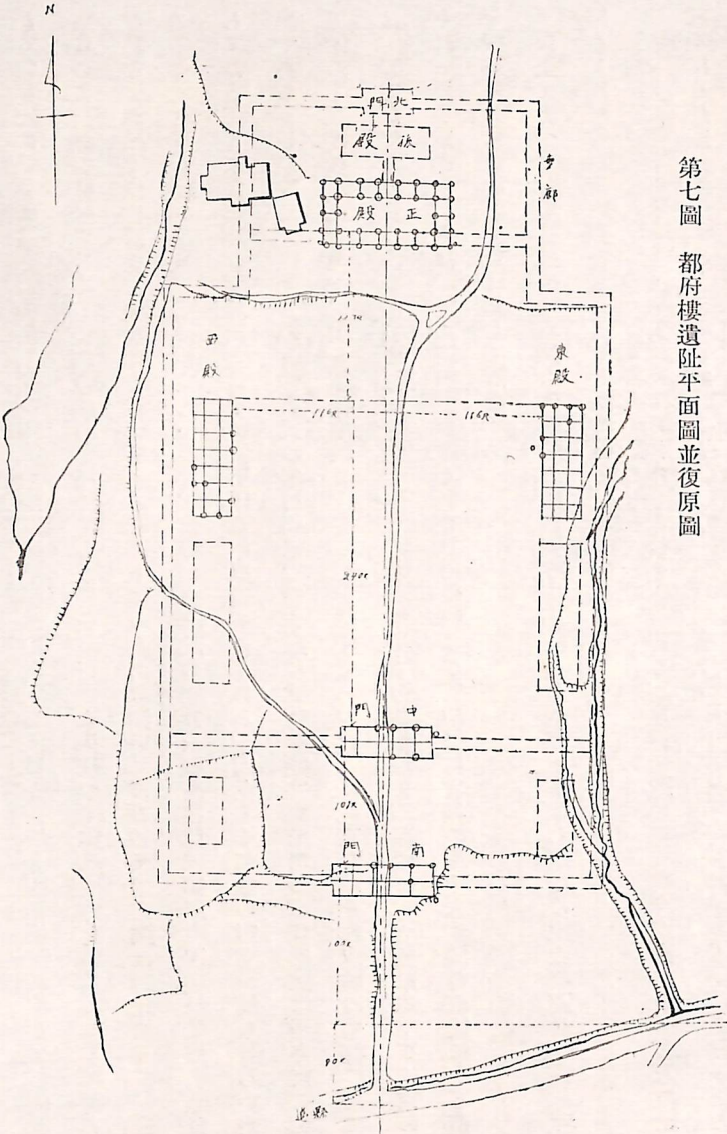


である。今遺蹟の最も明かな平安京の朝堂院に對比すれば、都府樓の大門は應天門にあたり、中門は會昌門に相當するであらう。東西兩殿は左右十二堂に本殿は正に大極殿であつて後殿は小安殿に該當する。而して朝堂院に於ては、應天會昌兩門の間に東西二朝集殿が相對立してゐる。恰も西朝集殿に相當する位置に當つて、都府樓趾に於ても一個の礎石が残つてゐる。此の石は土を被つて露れてゐない爲めに未だ實測を經ないがほど原位置を保つが如き状態にある事を土地の人から聞いてゐる。又豐樂院と對比するに、先に都府樓東西兩殿を各々二字に相定したのは、反つて豐樂院の明義永觀及觀德、顯陽の四字の配置に酷似してゐる。元來豐樂院朝堂院兩者はその構築頗る相似たものである。四堂と十二堂の對立が最も著しい差異である。朝堂院は即位朝賀の大禮儀式の舉行場で、豐樂殿は式後の饗宴場である。豐樂院は平安京に於て始めて設けられたもので、而も京城中最も設置の遅い建物であつた。平城京或はそれ以前の帝都に於ては、饗宴は朝堂院或は内裏に於て行はれた模様である。平城京の朝堂院の諸殿堂は、大極殿以下平安京のそれと異なる所がないとは、既に諸學者の説く所でその位置は平安京では宮城の正中朱雀門の直後に在るが平城京に於ては少しく東に偏してゐる。

以上によつて都府樓廳舎は京師の朝堂院或は豐樂殿に相應するものと推察し、この兩院の殿堂配置を参照して都府樓の復原圖を示せば第七圖の様な結果となる。

然るにこの都府樓諸殿宇を以て太宰府廳唯一の廳舎と見做し、東西兩殿を以て東廳西廳と稱へ官人の政務を採る政廳と誤解する者が少くない。是は單に外廳の大儀外蕃接待饗應の一院に過ぎない。政務をとる

第七圖 都府樓遺趾平面圖並復原圖



べき廳舎は別に存するのである。

都府樓趾の西北にあたつて六七反許りの平坦な地域があつて、一見して官衙の所在に適當な地勢をなし

てゐる。現在尙同所に穴の線り込みある礎石が一個残つて、舊位置を保つてゐる。京師の宮城に對比すれば、宛もこの地は内裏の位置に當つてゐる。太宰府に於ても亦この地を内裏と字してゐる。或は太宰府長官の正舎の如きものの遺蹟であらうか。

内裏の西に隣れる丘地を藏司と字してゐる。今は此の地は北は山林南は庭園及畠地となつてゐるが、昔から人工を以て平坦にした台地で、舊時官衙倉庫の配置されてゐた状態は現存の礎石を以て知られる。(史

第十五號抽稿「太宰府藏司と正倉院」参照)

第十五號抽稿「太宰府藏司と正倉院」参照) 藏司の丘地の西南隅あたりを匠司タウノヅカサと俚稱してゐる。その地一帯に小鐵片及び鐵滓散在し鑄作場の趾と思はれる。多くは釘及び札板の形をなしてゐる。令制太宰府に大工小工があつて、城隍舟楫戎器諸營作之事を掌り、又續日本紀桓武天皇延暦九年四月太宰府に仰せて鐵曹二千九百枚を造らしむると見へてゐるから匠司は即ちこれ等に關係ある遺蹟であらう。今は藏司匠司の二司を残すに過ぎないが、古は更に司を稱する官衙數多附近に存したものと思はれる。續日本後紀承和九年八月の條に擧げられた太宰大貳藤原朝臣榮の上奏の中にも「府多ミ官舎、破損不レ少。」とあり、京都の八省院に當る諸司多くこの方面に配置された所であらう。藏司と相對して都府樓の東方に月山と呼ばれる丘陵がある。この丘も頂は削平せられ高燥にして展望の利を占むる地である。今猶礎石残ると云ふが、雜草雜木の繁茂に委ねられ實査する事を得なかつた。月山なる名は、もと辰山トといつた事より訛つてつき山となつたといふ。續日本紀光仁天皇寶龜五年十一月の條に

太宰陸奥同警ニ不虞ニ、飛驒之奏當ニ記ニ時刻ニ、而太宰既有ニ漏刻ニ、此國獨無ニ其器ニ云々
と見え、又延喜式には

凡太宰及陸奥國漏守辰丁各六人

とあり、此の漏刻台は即ち月山が其の遺蹟と言ふ。

字大裏にある都府樓を中心として、東に月山西に藏司があり諸官衙の遺趾が存してゐる。この範圍は凡て舊太宰府々廳の廳域である。その四至を按ずるに、南は今の縣道である都府樓大門趾前の東西に走る道を限り、東は月山東方の山下の小路、西は西浦塘に接する藏司台地の斷崖を以て限り、北は大野山の山脚に至るものと見て太過ないであらう。境界の最も明瞭な藏司台地の西端より都府樓南北中軸線迄の距離を計れば二町あり、同じく中軸線より月山の東脚を走る道路迄約二町ある。よつて都府樓を中心として東西に二町宛の範圍を廳域とし、南北も同じく現在の縣道より北四町の範圍を限り、方四町を以て府廳の四至と推定される。

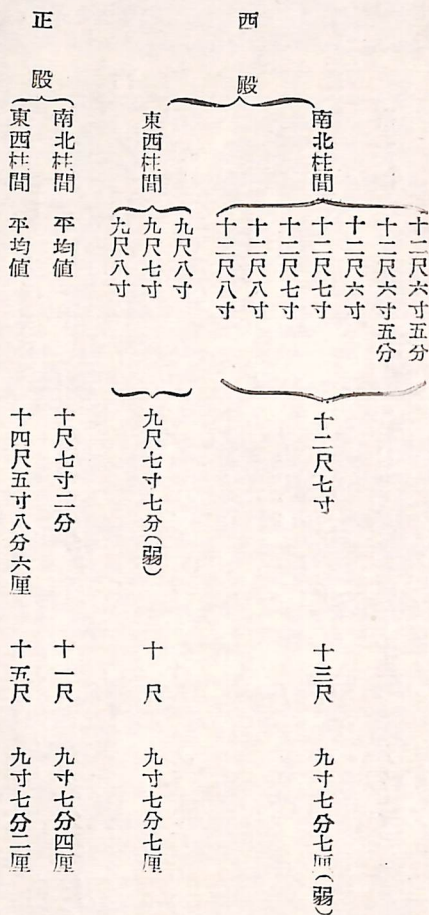
以上太宰府廳の廳舎の配置、並びに四至を推測したから、序に都府樓遺蹟の實測によつて得られた礎石間の尺寸を以て、建築當時に用ひられたる尺度の吟味を試みて置かう。

凡そ我國古尺に二種あり、所謂高麗尺及び唐尺が之である。令制によれば大小二種の尺を定め、大尺は土地の丈量にのみ用ひ、大尺一尺は小尺の一尺二寸に當る。所謂大尺は高麗尺であつて、小尺は唐尺である。和銅六年格を以て、從來の小尺を大尺となし、別に特種の用に限り小尺を定めた。

此處に太宰府廳建築使用尺は大小何れの尺を用ひたか、その單位には今日の曲尺の幾許に相當するかが
 以下尺考察すべき問題である。(都府樓遺蹟實測値は考古學雜誌第八卷第七〇、八)
 (號所載池上年氏「都府樓遺蹟の研究」による)

實測曲尺値		平均値	推定唐尺値	唐尺單位
十二尺九寸		十二尺七寸七分五厘	十三尺	九寸八分三厘(弱)
十二尺六寸				
十四尺四寸五分		十四尺六寸二分	十五尺	九寸七分四厘
十四尺七寸三分				
十四尺四寸五分				
十四尺四寸五分		十四尺	九寸五分	
南北柱間—十三尺三寸一分				
十四尺五寸五分		十四尺六寸一分七厘	十五尺	九寸七分四厘(強)
十四尺四寸				
十四尺七寸		二十三尺	二十四尺	九寸六分四厘
南北柱間				
二十三尺		二十三尺一寸二分五厘	二十尺	九寸七分六厘
二十三尺二寸五分				
九尺八寸三分		九尺七寸六分	十尺	九寸七分六厘
九尺七寸				
九尺七寸五分		十二尺七寸八分	十三尺	九寸七分三厘
十二尺七寸八分				
十二尺四寸八分		十二尺七寸	十三尺	九寸七分三厘
十二尺七寸				

太宰府の遺蹟と條坊



以上各殿宇より得た推定單位唐尺一尺の長さの全平均値は、九寸七分五厘四毛強となる。即ち唐尺を以て當時の建築行はれたとすれば、唐尺の一尺は現曲尺の九寸七分五厘四毛強の長さに當る事を知る。正倉院御物の中に天平尺と稱するものがあるが現曲尺に近い九寸八分前後のもの最も多い。これは和銅の大尺であつて、令の小尺又所謂唐尺である。即ちこの尺は現在の曲尺より一尺に就いて二分許り短い。正倉院御物中上述の太宰府々廳推定尺に近いものを見出すに、明治八年蜷川式胤氏實測の牙尺に九寸七分五厘のものあり、同氏計測のものに又九寸七分六厘なる牙尺及紅牙撥樓尺の二本がある。之を關野貞博士の平城京内諸寺院の實測の結果推知されたる單位唐尺の九寸八分弱なるに比すれば正に之れと符合するものであ

る。右は最初から使用尺を唐尺として算出したのであるが、高麗尺即ち今の大尺を以て計ればどういふ結果になるであらうか。前掲の柱間實測値について高麗尺を適用すれば、推定尺は完數を得ること困難となる。強ひて完數とすれば、單位尺の長短過不足著しく生じて來る。例へば本殿の東西柱間平均値十四尺五寸六分八厘を高麗尺で十二尺とすれば、單位尺は一尺二寸一分六厘となり、現曲尺一尺二寸よりも長く、又高麗尺十三尺とするも單位尺は僅かに一尺一寸二分二厘となる。本殿東西柱間平均値十尺七寸二分も、高麗尺九尺として單位尺は一尺一寸九分強となり、現一尺二寸に大差ない。以下諸殿宇の一々に就いて之を測つても、高麗尺の單位長さは或は長大に或は短小に過ぎその出入唐尺よりも大となる。よつて都府樓建築に當つては、唐尺を使用したものと推定してよい。

二、觀世音寺

太宰府觀世音寺伽藍の平面復原案は既に先學によつて試みられてゐる。

一、觀世音寺研究

工學士 福山敏夫氏論文(建築學研究第三號
乃至第八號所載)

一、觀世音寺伽藍の平面復原案に就いて 工學士 服部勝吉氏論文(歷史と地理自廿三卷三
號至廿四卷四號所載)

以上二論文は、私案を得るに當つて参照した所多く茲に記して敬意を表す。

(イ) 沿革

觀世音寺は齊明天皇御追福の爲め天智天皇創建を命ぜられた寺院である。其目的はもとより西陲の邊地に崩御された先帝の御追善にあるけれども、一は以て太宰府の都市の繁榮策の一助でもあつたであらう。

然し乍ら廣大なる伽藍は一朝にして成るべくもあらず、落慶迄は多くの星霜を要した。

續日本紀（卷四）によれば、和銅二年二月元明天皇の詔を掲げ

筑紫觀世音寺、淡海大津宮御宇天皇奉爲後岡本宮御宇天皇誓願所_レ基也。雖_レ累_二年代_一迄_レ今_レ末_一了。

宜_レ太宰商量充_レ驅_二使_一丁五十許人_一及_レ遂_二閑月_一差_二發人夫_一專加_二檢校_一早令_レ營作_上。

とあり、續日本紀（卷二）大寶元年の條には

觀世音寺筑紫尼寺封起_二大寶元年_一計滿_二五歲_一並停_二止_一

と見ゆれば、天智朝以來の工事抄らざりし状態が知られる。大寶、和銅兩度の督促に次で養老七年には

僧滿誓を西下せしめ、造寺に執掌せしめられた事を、扶桑略記に記してある。（養老七年二月遣僧滿誓於筑紫）

次いで僧玄防天平十七年十一月觀世音寺造營を名として筑紫に下された。（續日本紀卷十六）伽藍の完成は、

正史に明記がないが、扶桑略記抜萃によれば、天平十八年六月觀世音寺供養を傳へてゐる。この頃を完成

の時期と見るも天智朝より八十餘年を経たものであつた。その間工事時に停頓したが屢々朝廷の督勵によ

つて續行せられ、終に鎮西の大寺として堂塔伽藍の完備を見た。其後天平勝寶六年四月戒壇附設せられ、

（元亨國書卷二十二）天下三戒壇の一として著れる。爾來根本堂宇の新設なく、延喜五年觀世音寺資財帳（京東

美術學校藏、大日本史料第一篇ノ三所載）によれば當時伽藍の各所に破損あり、又修覆箇所多しけれども、再建堂宇は無かつた

ものゝ様である。後康平六年初めて火災に遭ひ、堂塔廻廊烏有に歸し（現觀世音寺本堂安置不空羅索體內）越

へて康治二年六月廿一日（康平の災よ）再び火難に罹る。（百練抄、本朝世記）此の時焼失したのは金堂のみの様であ

るが、次で康治七年には塔も亦火災に遭つた。

先の康平の火災後治暦二年に再興された講堂は五間四面で延喜五年の資財帳にある七間より二間を減じてゐる。即ち扶桑略記治暦二年十一月廿八日の條に

供養鎮西太宰府觀世音寺瓦葺五間四面講堂一字云々

の句がある。

室町時代に入つては文明十二年宗祇法師此の地を訪ねた時、講堂金堂のみ残つて既に頽廢の狀著しかつた。(宗祇筑紫道記)慶長三年是齊重鑑の九州下向に際しては、講堂のみ本堂の名を以て残るに過ぎなかつたが、

(是齊重鑑九州下向記)其本堂も寛永七年大風の爲倒壞したので元祿元年時の福岡藩主黒田光之再興した。(本堂棟札)これ現在の本堂である。

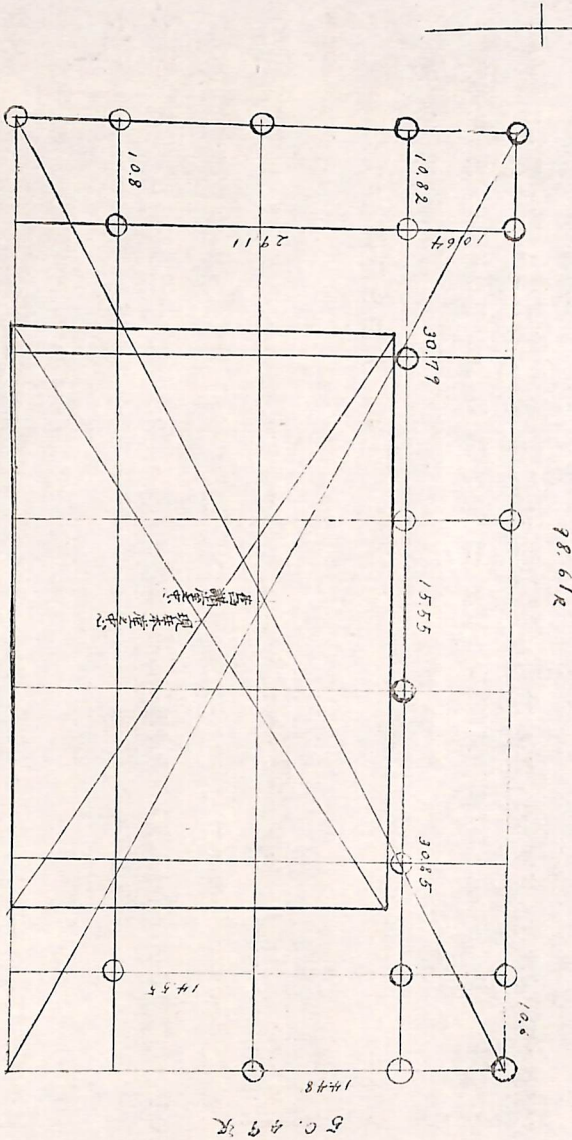
(口) 遺蹟の現状

一、講堂 趾

觀世音寺の舊構を察するに當り、最も豊富な資料を與ふるものは講堂趾の礎石である。現在この地に存する本堂は元祿の再興で、本堂の地盤は舊礎より稍高まつて存してゐる。現在の柱底に舊礎を運んで据えたものと思はるゝ石がある。

又本堂内に舊礎石埋没せるものもある。今發掘された本堂周囲の礎石十九箇ある。皆舊位置を改めずにある。(昭和六年十月寺地整理に際し新發掘のものを加へ)(第八圖参照)礎石の形状は都府樓趾のものと大差な

圖置配礎舊堂講寺智世觀 圖八第



く、花崗岩の原石を用ひ一段或は二段の圓板形柱座造り出しがあり、一造の出し下底の直径は三尺より二尺五寸の間にある。東西に八個南北に五個竝んでゐるから、七間四面の建物であつた事を知る。

二、塔婆 趾

講堂の東南にあたり圓孔の繰り込みある塔の心礎がある。極めて巨大な石を用ひてゐるから容易に動かす事が出来ず、附近の礎石は皆地下けのために移動してゐるけれども、心礎のみは一段高く残つてゐる。その表面は講堂の舊礎とほぼ同一水平面にあり、他の礎石は凡て移動傾斜して散在してゐるから、復原にあつて資料となるものはこの心礎のみである。

三、金堂 趾

現在阿彌陀堂と稱する建物が舊金堂の位置に存してゐる。寛永七年講堂倒壊後、一時假堂を設けたが、元祿の再興の時本堂の假堂を此處に移して阿彌陀堂といふ。現在の柱座に用ひられた礎石のうち、數個舊礎を利用したるものがある様に思はるゝが、その位置は既に變へられしもの様である。阿彌陀堂は今東面してゐるが、金堂は當時の通例に従つて南面したものであらう。久しい廢絶の後を受けて、本堂の附屬建造物となつて阿彌陀堂が建立されたので、參詣の便宜上東面に變じたものと思はれる。

四、南大門 趾

現在本堂に向ふ參道を挟んで礎石六個残存する所があり、これが舊寺院の南門趾である。石はほぼ原位置にあるが、少し宛傾斜、移動してゐるから正確には柱間の數値を得る事は出来ない。此の南大門趾と西方戒壇院南垣との間には、東西に土壘が遺存して舊築垣の位置を知る事が出来る。文政三年觀世音寺附近の礎石を描いた古圖(都府樓遺蹟について擧げた「文政三年觀世音寺舊村之内礎現改之圖」(歴史地理廿一卷一號所載))に、南大門の位置に礎石五個を並べ、

その少しく北に六個の礎石を描いて仁王門趾と説明してゐる。仁王門趾は即ち中門趾であるが、今はこれに相當する地には一の礎石も存してゐない。

五、北門趾

今の日吉神社石段直下より西方五六間の地より礎石一個發掘せられた事がある。今寺務所の北側に在つて、全形は矩形をなし、中央に深い圓孔がある。唐敷居と認めらるゝもので、その位置より見て、北門關係のものである事疑ひなからう。延喜五年資財帳には北門の記載がないが同帳に北築垣は其實尤しとあれば、北門も共に失はれてゐたものであらう。

六、戒壇院

戒壇院は本寺の西南隅の一角を劃して現存する。今は南門を正門とし東門によつて觀世音寺と通ずる。今の院の周邊の垣は在來の院地を限るものであらうが、堂宇及び樓門は舊構と趣を異にするやうである。延喜資財帳に載する所では東西兩門を開き本堂禮堂の二字の建物がある。西門の方が大きいから西を正面とし堂宇も西面したと考へねばならぬ。寺藏古圖(本寺藏の圖幅江戸時代の描寫なりと傳ふるも古圖を復寫したるもの、如し。觀世音寺の復原鳥瞰圖)にも南門を描かず、築垣を以て塞いでゐる。今の南門の北にあつて、四隅の面を取つた方形の礎石も四間三面に配列してゐる。中央列廣くして一見して門趾である事を知るも、その礎石の形新しく、鎌倉時代以前には溯らないであらう。

七、菩薩院

戒壇院と對稱の位置にあつた一院を菩薩院といふ。今は基壇の名残かと思はれる數坪の土盛りを遺す他は凡て田地となつてゐる。文政三年古圖には土盛りを描いて護摩堂と記してゐる。寺藏古圖にも護摩堂と附記してゐるが資財帳にあつては菩薩院と呼ばれてゐる。

八、鳥居 址

現在の縣道より北に入る參道の兩側に往年鳥居の兩脚が発見せられた。寺藏古圖にも此の位置に鳥居が描かれ、この門に掲げられたものと傳へる「觀世音寺」の古額一面本寺に襲藏してゐる。神佛習合期の遺物で、古圖には尙祇園社御領院土地神等の神社々祠が寺の門前或は寺内に描かれてゐる。

(ハ) 單位尺度の吟味

舊構の礎石によつて推知し得られるものは、前述の如く講堂に限られてゐる。殘礎の實測によつて舊講堂の柱間を見るに、三様の數値を得る。即ち四隅の柱間は中間の柱間より小さく、中間の柱間については南北柱間は東西柱間より小い。次に實測値によつて三種の柱間の各々の平均値を求むれば次の如くなる。

一、四隅柱間

十尺六寸 十尺六寸 十尺六寸五分 十尺六寸四分 十尺八寸二分 十尺七寸四分 十尺八寸

以上平均値 十尺七寸

二、中間南北柱間

十四尺四寸八分 十四尺五寸五分 二十九尺一寸一分 (二間分)

以上平均値 十四尺五寸三分五厘

三、中間東西柱間

十五尺五寸五分 三十尺八寸五分(二間分) 三十尺七寸九分(二間分)

以上平均値 十五尺四寸三分八厘

此の三種の値を唐尺の夫々十一尺、十五尺、十六尺とすれば唐尺は現曲尺に換算して次の如き長さとなるであらう。

一、四隅柱間による單位唐尺値 九寸七分二厘七毛強

二、中間南北柱間による單位唐尺値 九寸六分九厘

三、中間東西柱間による單位唐尺値 九寸六分四厘九毛弱

以上平均單位唐尺値 九寸六分八厘九毛弱

若し觀世音寺伽藍が唐尺を以て設計されたものとすれば、その使用唐尺は現曲尺より三分餘り短かゝりしものと知らる。次に高麗尺使用を假定すれば、

柱間の種別
一、四隅 實測値平均(曲尺) 高麗尺推定値 單位高麗尺曲尺相當値
十尺七寸 九尺 一尺一寸八分九厘弱

一、中間南北 十四尺五寸三分五厘 十二尺 一尺二寸一分一厘強

一、中間東西 十五尺四寸三分八厘 十三尺 一尺一寸八分八厘弱

以上單位高麗尺曲尺相當値平均 一尺一寸九分六厘強

この結果と前に得た唐尺單位値とを比較して何れを採るべきか。勿論この數値を算出した資料としては講堂趾に限られてゐるから急速に斷定は出来ないが、少くとも如上の單位の長さは、從來の諸研究の結果なる唐尺高麗尺兩尺の曲尺相當値と對比すれば、唐尺使用の可能性大なるを覺える。即ち從來の研究によつて唐尺一尺は曲尺の約九寸七分八厘にあたるに比すれば、觀世音寺より得た堆定唐尺單位は一分弱短いものに過ぎぬ。高麗尺については約一尺一寸七分五厘になるに比し二分強長大となる。即ち高麗尺使用と推定すれば、唐尺使用の場合より出入大なる事を知る。よつて觀世音寺も都府樓と同じく唐尺使用おられたものと推定するを妥當とする。延喜五年資財帳には講堂の廣袤を記して次の如く記してゐる。

瓦葺講堂一字 長十丈、廣五丈一尺
高一丈三寸、戸六具
七間別長一丈四尺 貞觀三年小破

即ち講堂の桁行を十丈として梁間を五十一尺と計る。今實測値と對照して、延喜當時の單位尺と曲尺との比率を見れば、次の如くなるであらう。

講堂桁行	延喜尺 一〇〇尺	曲尺實測値 九八、六一尺	延喜尺曲尺相當値 九寸八分六厘一毛
同 梁間	五一尺	五〇、四九尺	九寸八分八厘

平均九寸八分七厘強

延喜當時の使用尺は現曲尺の九寸八分七厘餘りに相當する。この數値の確率はもとより延喜資財帳の示す數値の確實性に比例するも、他に確かむべき資料を缺いでゐるから、資財帳の數値を用ひて、復原を試みる場合之によつて換算するより途がない。

(二) 伽藍寺地復原案

觀世音寺伽藍の復原にあつて最も有力なる指示を與ふるものは、延喜五年當寺資財帳である。同帳佛殿章によつて講堂の廣袤は既に之を擧げたから、以下其他の諸堂宇の大きさを摘記する。

金堂

瓦葺二層金堂壹宇 長五丈四尺 廣三丈四尺五寸
高一丈四尺五寸

塔婆

瓦葺五重塔壹基 戶肆具 鐸四口无實

中門

瓦葺中門壹宇 長四丈四尺 廣二丈四尺
高一丈六尺八寸

廻廊

(廻廊四面カ)

戸四具 東西各一具
北二具

東長貳拾陸丈肆尺 廣一丈五寸

南長貳拾五丈八尺 廣一丈五寸

西長貳拾陸丈肆尺 廣一丈一尺五寸

北長貳拾丈漆尺 廣一丈五寸

南大門

瓦葺大門壹字 長四丈四尺 廣二丈二寸
高一丈一尺四寸

築垣

(東長)
陸拾五丈

南長五拾漆丈

西長陸拾五丈

北長五十七丈 無實

善
毘 薩 院

築垣貳面竝板葺

西長貳拾丈

北長壹拾丈

板葺門屋壹字 長一丈 廣六尺五寸
戶一具 高四尺五寸

檜皮葺堂壹字 長四丈五尺
戶四具 廣三丈三尺

戒壇院

築垣貳面瓦葺

東長貳拾壹丈漆尺

太宰府の遺跡と條坊

北長壹拾丈漆尺

檜皮葺堂壹宇 長五丈 廣一丈五尺五寸
高一丈〇尺

板葺禮堂壹宇 長五丈 廣一丈六尺五寸
高九尺

門屋 貳宇

瓦葺東門屋壹宇 長一丈 廣七尺
高九尺

檜皮葺西門屋壹宇 長一丈五尺 廣七尺
高一丈

この他鐘樓經藏僧房等を列擧してゐるが、根本堂宇の復原には以上で充分であるから一々之を引用しな
ゝ。資財帳は建築伽藍堂宇別に丈量を記してはゐるが、諸殿宇の距離を示さないから、直接にはそれ等の
配置された位置を知る事が出来ない。轉じて現在の礎石によつて所在位置を知り得るのは、講堂、塔婆、
北門及び南大門である。右四宇の建物相互間の距離を實測して得た數値は次の様である。

一、塔婆心礎中心と講堂最南列礎石線との南北の距離九十九尺あり。

一、塔婆心礎中心點と講堂南北中心線との距離七十七尺

一、講堂最南列礎石線中心點と北門趾唐居敷發見地點との距離は三百二十五尺

一、講堂右同點と南大門殘礎最北礎心との距離三百二十二尺

一、講堂趾礎石によつて得らるゝ講堂南北中軸線は北軸約五度東傾す、この講堂南北中心線を延長すれ

ば北は北門唐居敷發見地點に當り南は大門趾鳥居趾の中心を過るべく此の一線は伽藍配置に一の基

準を與ふべき重要な軸線である。

以上述べた四字の外直接に關係位置を知るべき遺構存しないが、廻廊の長さによつて、ほどその位置を推定し得べきものに中門がある。飛鳥寧樂寺院建築の通性として、廻廊は、講堂最南列の柱間より左右に接続し、南に折れ、金堂塔婆を圍んで再び中心に向つて直角に折れ中門に於て合する。即ち廻廊は講堂中門を連結すべき方形或は短形のプランを有するを例とする。觀世音寺も亦此の例に漏れず、資財帳に示す所の廻廊の長さによつて廻廊自身の位置並びに中門の位置決定せらるであらう。資財帳に示す廻廊の長さは北二百七尺南二百五十八尺東及西は二百六十七尺である。しかるに北廻廊は講堂の桁行百尺を加へ三百七尺を以て東西の距離となすべく、南廻廊も同じく中門の桁行四十四尺を加へ三百二尺とする。南北兩廻廊が夫々中門講堂の桁行を加へてほど同一の長さとなるは、廻廊が北方講堂の左右より出で南方中門にて合する證據である。而して北廻廊の廣さ一丈五寸なる數値は現曲尺に換算して十尺四寸強となり、先に求めた堂四隅の柱間十尺七寸の平均値に近い。よつて北廻廊は講堂最南列の柱間とほど等しい廣さを以て左右に接続したるものと推定せられるであらう。

東西兩廻廊の長さ二百六十七尺なれば、これによつて中門の位置を決定する事が出来る。即ち二百六十七尺より北廻廊の幅一丈五寸及び南廻廊の幅一丈五寸の半を減じ、二百五十一尺二寸五分を得、之を現曲尺に換算し二百四十七尺九寸八分(強)を講堂中心最南列礎石中心點より中軸線に沿つて南にとれば、其の得られた地點は即ち中門の中心點である。

次に塔婆の位置は心礎の存在によりて之を知り得るも、金堂の位置は正確には知り得ない。當寺院伽藍配置は講堂の前庭に東に塔婆西に金堂對立した事疑なければ、塔婆心礎中心點と講堂南北中軸線との距離七十七尺の倍數百五十四尺を塔の心礎より正面に（中軸線に直角に）求めて之を金堂の中心點と假定する。

廻廊内に塔婆と金堂とを東西に對立する様式は、所謂法隆寺式伽藍配置である。但し法隆寺西院では東に金堂西に塔婆があるが觀世音寺のそれは五に入れ替つてゐる。兩堂宇の觀世音寺と同配置である寺は太和に法起寺の例がある。法隆寺式伽藍配置は飛鳥時代盛行したもので觀世音寺も此の古式に則つて設計せられた所である。

次いで築垣の廻らされた範圍を定めねばならぬ。垣は廻廊の外方を廣く圍むもので、背面に北門を開き南正面に南大門がある北門南大門の距離を實測すれば六百四十七尺（北門趾より講堂最南礎石線中點迄三百二十五尺、講堂同所より南大門北礎石迄三百二十）ある。資財帳に記する東及西の築垣は六十五丈なれば、之を曲尺に換算して六百四十七尺三寸餘りとなり、正に南北兩門間の實測値に適合する。南及北は大門の左右に等距離に續いたものであるから、資財帳に示す五十七丈の半即ち二百八十五尺宛門より東西に設けられたものであらう。よつて東西兩垣の間隔は五十七丈の南垣の長さ_に南大門の桁行四丈四尺を加へ之を曲尺に換算した六百尺（強）をその實長となす。かくして復原された築垣と戒壇院の院地との關係を見るに、今の戒壇院の西垣及南垣は大略舊築垣の線と一致する。資財帳にも東垣北垣を記すのみであるから、西及南は院として特別の垣なく、本寺の築垣をそのまま流用したものであらう。即ち戒壇院は本寺の西南隅に地を劃し、北及東の垣を設けたもので

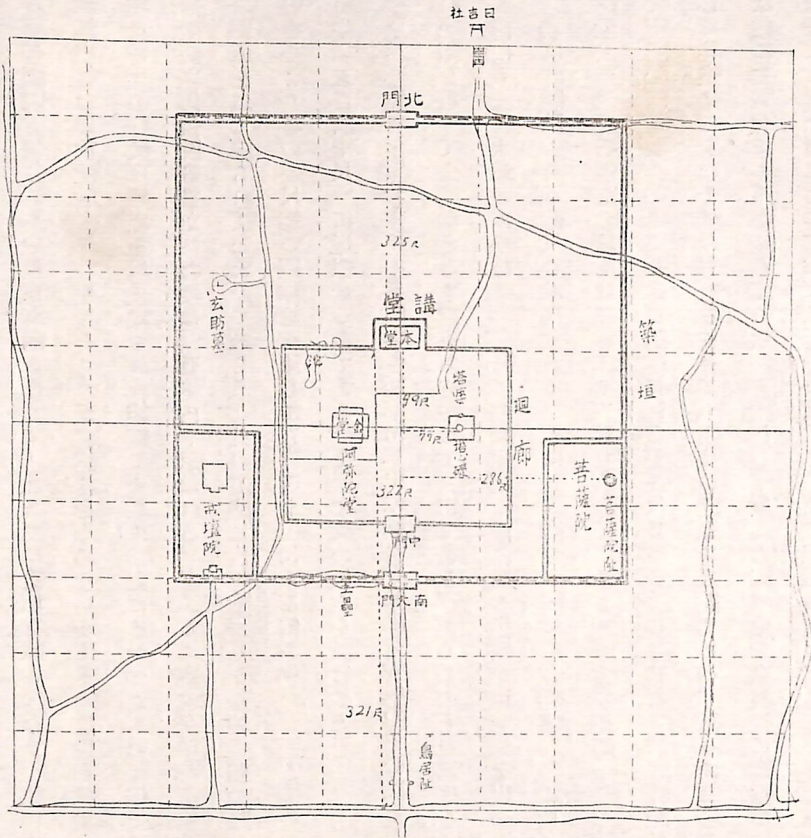
ある。菩薩院も同じく本寺の東南隅を割して、北及西に築垣を設けてゐる。築垣内には講堂の背後に僧房經藏鐘樓等の建物配置された所であらうが、遺構を止めないからその位置を推論する事を止める。

觀世音寺の寺域は築垣を以て限られた範圍に止らず、更に廣かつたものゝ様である。寺藏古圖に築垣の南方祇園宮御領院等描かれた地は、舊寺内と思はれる。考ふるに南は今の都府樓前より五條橋に通ずる東西の縣道を以て限られてゐたのであらう。此の道路は後に論ずる如く府の舊大路の名残である。今此の道路の中心より塔の心尺迄の距離を實測して五百四十四尺なる値を得た。而してこの五百四十四尺なる値は一町半（五百四十尺）に近似せる數である。よつて次の假定を設けやう。

即ち金堂塔婆の中心を結ぶ東西線と伽藍南北中軸線との交點を寺域の中心點として、東西南北に一町半宛の範圍を取つて全寺地となす。即ち寺地は方三町である。かくしてその周邊を見れば、南は先の縣道で東及西にも夫々水溝並に小經あり、特に西の界線に沿ふ所の道路が舊寺域を限つたものと推察さるであらう。北は北門趾より百餘尺の餘裕がある。更に此の推定寺域に對して他方向より吟味を加へる。北門趾より講堂最南列礎石線迄の距離は三百二十五尺である。同線より南大門殘礎（最北に遺存せるもの、中心）まで三百二十二尺又南門趾同點より縣道中心迄の距離三百二十一尺である。この三者はほど等距離なりと得ふ事を得る。而して其値は三丁の十分の三なる三百二十四尺に近似せる數である。試みに三町の寺地を十等分すれば築垣は南に三區北に一區を残し間の六區を占むる。垣内六區の中央東西線に講堂の南端柱列がある。

以上に述べた所によつて、觀世音寺々地は方三町の範圍を占め、これが中心點の左右に寺院の根本堂宇

第九圖 觀世音寺伽藍復原圖



太宰府の遺跡と條坊

一四八

なる金堂と塔婆を配し
寺地の十等分區により
講堂築垣は設けられし
事を推論し得た。而し

て此處に撰ば
れた方三町の
地は、太宰府
郭條坊區劃と
關連あること
は續いて之を
説かう。